

会員に関するお知らせ

出資証券の不発行について

会員の皆さまからお預かりした出資金につきましては、これまでは出資証券を発行してまいりましたが、株式会社における株券の不発行制度と同様、平成24年8月より出資証券を不発行とし、当金庫の会員名簿により電子的に一元管理いたします。

今後、出資内容につきましては、毎年6月に発送いたします「出資金残高通知書兼出資配当金振込ご案内」にてお知らせするとともに、会員の皆さまからのご請求時には「出資持分残高証明書」を随時発行いたします。

会員の皆さまからお預かりしている出資金ならびに会員としての権利等につきましてはこれまでと変わりなく、残高管理につきましても厳格に行ってまいりますのでご安心ください。なお、お手元の出資証券につきましては、そのまま保管いただければ結構です。

反社会的勢力の会員からの排除について

平成19年6月の政府指針「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」とそれに基づく行政当局の方針、全国の都道府県での暴力団排除条例の施行などにより、信用金庫には反社会的勢力との取引解消に向けたさらなる態勢整備が求められています。

当金庫においても、各種取引から反社会的勢力の排除に取り組んでいますが、今般その一環として、当局の認可を得て定款を変更いたしました。

これにより、下記 のいずれかに該当する者は当金庫の会員となることはできません。また、会員が下記 のいずれかに該当するときは総代会の決議により除名となることがあります。

当金庫では、すでに預金取引・貸出取引等の各種約款・契約書等に「暴力団排除条項」を導入し、反社会的勢力を取引から排除する対象としておりますが、新たな措置によりさらに対応を徹底してまいります。

・当金庫の会員となることができない者

1. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
2. 次の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

・総代会の決議により除名となることがある場合

1. 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてこの金庫の信用を毀損し、またはこの金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
2. 加入申込書でしていただく、上記 の「1」および「2」のいずれにも該当しないことの表明ならびに将来にわたっても該当しないことの確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

詳しくは、本支店窓口または総務部総務課（TEL 0564 - 25 - 7120）へお問い合わせください。

平成24年8月
岡崎信用金庫